

福井県立大学 Global Gateway 整備に係る入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人福井県立大会計規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第51号。以下「会計規程」という。）および公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号。以下「取扱細則」という。）に規定にするもののほか、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）が発注する建設工事の請負契約について、入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札（事後審査型）」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 技術的な工夫の余地がある工事のうち総合評価落札方式（会計規程第19条第4項および第5項に規定する価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。以下同じ。）によることが適当であると理事長が認める工事（以下「対象工事」という。）について実施するものとする。

(評価方式)

第3条 理事長は、総合評価落札方式を実施するに当たっては、原則として、入札価格および同種工事の経験、工事成績等を一体として評価する方式（以下「実績評価型（簡易型）」という。）を選定するものとする。

(入札方式)

第4条 総合評価落札方式は、制限付き一般競争入札（事後審査型）により行うものとする。

(入札公告の方法)

第5条 取扱細則第5条の規定による公告（以下「公告」という。）は、インターネットの利用により一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

(入札の公告事項)

第6条 取扱細則第6条第1項各号に掲げる公告事項および取扱細則第6条の2第1項に定める公告事項のうち、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する工事が総合評価落札方式（実績評価型）の対象となる工事であること。
- (2) 総合評価に関する事項

- ア 評価対象となる項目（以下「評価項目」という。）およびその評価基準
 - イ 技術資料および技術資料に記載された事実を確認するための資料（以下「総合評価確認資料」という。）の内容、提出の方法、期間および場所その他技術資料および総合評価確認資料に関する事項
 - ウ 総合評価の評価方式
 - エ その他総合評価落札方式の実施に関し必要な事項
 - オ 評価項目および評価基準は、別記2の評価基準表を参考として設定するものとする。
- (3) 取扱細則第6条第1項第2号に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項
- ア 入札書の提出時において、福井県における競争参加資格を得た者（第10条において「有資格者」という。）であること。
 - イ 入札書の提出時において、取扱細則第2条の規定に該当する者または取扱細則第3条の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。
 - ウ 入札書の提出時において、公立大学法人福井県立大学の契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。
 - エ 入札書の提出時において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入している者または退職一時金制度を有している者であること。
 - オ 役員（役員として登記または届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないことまたは役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
 - カ 制限付き一般競争入札に付する工事を的確かつ円滑に施工できる者であること。
 - キ 制限付き一般競争入札に付する工事に、主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）および現場代理人を適切に配置できる者であること。また、特例監理技術者（同条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。）を配置する場合は、監理技術者補佐（特例監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を当該工事に専任で配置できる者であること。
 - ク 入札書の提出時において、当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者との

間に、次のいずれかに該当する資本的関係または人的関係がない者であること。

(ア) 親会社と子会社の関係（個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社との関係を含む。）

(イ) 親会社（個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

ケ 入札書の提出時において、健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること。

コ 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱第3条から第12条までに定められた事項の全てを遵守する者であること。この場合において、「県」または「福井県」を「公立大学法人福井県立大学」に、「制限付き一般競争入札実施要領第18条第1項に規定」を「福井県立大学 Global Gateway 整備に係る入札実施要領第27条第1項に規定」に、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」を「公立大学法人福井県立大学の契約に係る指名停止等の措置要領」に、「発注機関が」を「工事場所が」に、それぞれ読み替える。

サ その他入札参加資格委員会（第25条第1項の入札参加資格委員会をいう。以下第22条第2項および第7項において同じ。）が必要であると認める資格を有する者であること。

(4) 取扱細則第6条第1項第5号に掲げる入札保証金に関する事項

ア 取扱細則第8条から第10条までの規定により納付させること。

イ 設計額が5億円以上の入札に関し、金融機関等が発行する履行保証の予約的機能を有する証書を提出しない者については、入札保証金を免除しないこと。

(5) 取扱細則第6条第2項に掲げる入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札を無効とすること。

ア 取扱細則第21条第1項第1号から第8号までおよび同細則第49条の規定により準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第151条第1項第1号から第8号までのいずれかに該当する入札

- イ 第21条の規定による確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札
 - ウ 入札書の提出時から開札の時までに第3号アからサまでに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札
 - エ 工事入札心得その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札
 - オ 第10条第2項の規定による設計図書等の閲覧をしなかった者または理事長が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札
 - カ 第14条第1項に規定する工事費内訳書の提出を行わなかった者または提出された工事費内訳書が同条第2項各号に掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札
 - キ その他制限付き一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札
- (6) 取扱細則第6条第1項第6号に掲げるその他必要な事項
- ア 取扱細則第49条の規定により準用する財務規則第168条に定める工事請負契約書の作成に関する事項
 - イ 取扱細則第38条および第39条に規定する契約保証金に関する事項
 - ウ 前払金、年割その他請負代金の支払いに関する事項

(評価方法)

第7条 総合評価落札方式による評価の方法は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 入札価格が基準価格以上の場合

$$\text{評価点} = \text{標準点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \text{入札価格}$$

イ 入札価格が基準価格未満の場合

$$\text{評価点} = \text{標準点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \{ \text{基準価格} + \alpha \times (\text{基準価格} - \text{入札価格}) \} \quad (\text{係数 } \alpha = 3)$$

2 前項の「標準点」とは、制限付き一般競争入札（事後審査型）に参加しようとする全ての者に与える数値をいい、その数値は100点とする。

3 第1項の「技術評価点」とは、別記2に規定する評価基準表に定める評価項目ごとに与える加算点を合計した数値をいい、実績評価型（簡易型）にあっては14.5点以内で、当該評価基準表に定める数値を満点とする。

4 第1項の「基準価格」とは、第9条の規定により定める額をいう。

(総合評価調査基準価格等の設定)

第8条 理事長は、予定価格のほか、次条に規定する基準価格を設けるものとする。

2 対象工事において、基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

(基準価格)

第9条 契約担当者は、工事に係る入札における基準価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の94を乗じて得た額までの範囲内であらなければならない。

2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の94を超える場合は100分の94とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。

- (1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

(設計図書等の閲覧等)

第10条 理事長は、入札公告の日から開札する日の前日まで、当該制限付き一般競争入札に係る工事の設計図書および設計図面の全部の写し（以下「設計図書等」という。）を、電磁記録媒体の交付により有資格者の閲覧に供するものとする。

2 制限付き一般競争入札（事後審査型）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、前項に規定する閲覧の期間中に、設計図書等の交付を求める旨および設計図書等の内容を当該入札および契約にかかる目的以外に使用しない旨を記載した閲覧確認書を提出して、電磁記録媒体の交付を受けることにより設計図書等を閲覧しなければならない。この場合において、閲覧確認書を提出した者は、電磁記録媒体の交付を受けた時に設計図書等を閲覧したものとみなす。

3 設計図書等を閲覧した入札参加者は、理事長に対し、原則として第1項に規定する設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から開札する日の3日前（福井県の休日を選定する条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）までの日の間に限り、当該設計図書等の内容に関し質問をすることができる。

4 前項の質問は、理事長に対し、質問事項を記載した書面を提出することにより行わなけれ

ばならない。

- 5 理事長は、前2項の規定による質問があったときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、書面により回答するとともに、当該質問および回答の内容を全ての入札参加者に電子メールまたはFAXで送信するものとする。

(閲覧確認書の提出)

第11条 入札参加者は、閲覧確認書（別紙様式1号の2）を提出しなければならない。

- 2 閲覧確認書の提出期限は、理事長が公告において指定する日とする。

(技術資料の提出)

第12条 総合評価落札方式による入札に参加を希望する者は、確認申請書等のほか、次に掲げる技術資料の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより、技術資料を提出しなければならない。

- (1) 次項第1号および第2号の技術資料 入札書の提出と同時に、入札公告において定める方法により提出する。
- (2) 前号に掲げる技術資料以外の技術資料 公告において規定する確認申請書等の提出期間内に、理事長が指定する方法により提出する（確認申請書等の提出を求められた者に限る。）。

2 技術資料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術資料提出書（様式第4号）
- (2) 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）
- (3) 企業の技術力および地域性・社会性（様式第9号）
- (4) 県産品活用計画書（様式第9号の4）
- (5) 企業の工事成績算出対象工事（様式第10号）
- (6) 企業の工事成績として評価する工事の実績（様式第10号の2）
- (7) 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第11号）

3 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

4 技術資料が提出された場合、その返却および公表は行わないものとする。

5 技術資料の撤回、内容の修正または再提出は、認めないものとする。

(入札書の提出)

第13条 入札書の提出は、公告で定める開札日時に行うものとする。

(工事費内訳書の提出)

第14条 理事長は、入札参加者に対し、入札書の提出と同時に、工事費内訳書の提出を求めるものとする。

2 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。

(2) 理事長が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。

(3) 内訳明細表および代価表が添付されていること（理事長から特に指示があった場合に限り。）。

3 前2項に規定するもののほか、工事費内訳書に関し必要な事項は、別に定める。

(開札の実行)

第15条 理事長は、開札日時に至ったときは、取扱細則第18条の規定に基づき開札を行うものとする。

(落札決定の保留)

第16条 理事長は、開札を行ったときは、第19条第3項第1号から第4号の規定により、最も評価値の高い者（以下この項において「落札候補者」という。）を決定するため、落札者の決定を保留するものとする。

(再度の入札の実施)

第17条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、1回に限り、再度の入札を行うことができるものとする。

2 前項の再度の入札の受付期間は、原則として、入札参加者に対し再度の入札を行う旨の通知を発出した時から30分を経過する時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、入札参加者全員の再度の入札書が提出されたときは、理事長は、直ちに入札書の受付を締め切るものとする。

4 理事長は、第2項または前項に規定する入札書の受付期間が終了したときは、遅滞なく開札を行うものとする。

5 前条の規定は、第1項の再度の入札に準用する。

6 再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、理事長は、不落随契（取扱細則第30条第1項第7号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

(入札の取りやめ)

第18条 理事長は、次のいずれかに該当する場合には、入札を取りやめるものとする。

- (1) 談合があった場合もしくは談合の疑いがある場合または入札手続上の不備がある場合など、理事長が公正な入札を維持することができないと認めた場合
- (2) 前条第1項の再度の入札を実施しない場合
- (3) 前条第6項の規定による不落随契を行わない場合

2 前項の規定による入札の取りやめが、開札を行う前である場合にあっては、遅滞なくホームページに掲載する方法により周知するものとし、開札を行った後である場合にあっては、取りやめ通知書により入札参加者に通知するものとする。

(技術資料の審査)

第19条 技術資料の審査は、入札参加資格の確認と併せて行うものとする。

2 技術資料の審査および入札参加資格の確認の期間は、入札期間の末日の翌日から起算して、原則として7日以内（休日を除く。）とする。

3 技術資料の審査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 落札候補者を決定するに当たっては、全ての入札参加者（失格者を除く。）について、技術資料自己評価申請書（以下自己評価書という。）の技術評価点（合計）の欄に記載のある数値を真実の数値であると仮定して評価値を算定する。

(2) 前号の規定により算定した落札候補者に係る技術評価点について、次に定めるところにより評価値の確定を行うものとする。

ア 自己評価書の加算点の欄に数値の記載がない場合は、当該項目は、加算なしとする。

イ 自己評価書の加算点の欄に当該項目の最大の配点の数値を超える数値の記載がある場合は、当該項目は、加算なしとする。

ウ 自己評価書の加算点の欄に記載がある数値と項目説明の欄の記載の内容（例えば、有と無、※1と※2、その他など）とが一致しない場合は、加算点の欄に記載がある数値により評価する。

エ 加算することができないと理事長が明確に判断できる項目については、減点した数値により評価することができる。

(3) 前号に規定するところにより確定した技術評価点に基づき評価値を算定した結果、落札候補者が変わったときは、当該変更後の落札候補者について、前号に定めるところにより技術評価点および評価値を確定するものとし、落札候補者が決定するまで、同様に繰り返すものとする。

- (4) 前3号に規定するところにより落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対して、確認申請書等の提出を求め、次に定めるところにより当該落札候補者の技術評価点を確定するものとする。
- ア 自己評価書に記載された各項目（工事成績評定点の平均点に係る項目を除く。イにおいて同じ。）の加算点の欄の点数が、第12条第2項第3号および第7号に掲げる技術資料の記載内容より高い場合は、当該項目は、加点なしとする。
- イ 自己評価書に記載された各項目の加算点の欄の点数が第12条第2項第3号および第7号の技術資料の記載内容より低い場合は、当該項目は、自己評価書の加算点により評価する。
- ウ 自己評価書に記載された工事成績評定点の平均点に係る項目については、理事長において確認を行った数値により評価するものとする。ただし、当該数値と落札候補者が自己評価書に記載した数値とが一致しない場合には、理事長と落札候補者とが、相互に確認を行った数値により評価するものとする。
- (5) 落札候補者となった者以外の入札参加者については、第2号に定めるところにより当該入札参加者の技術評価点を確定するものとする。
- (6) 第4号に規定するところにより確定した技術評価点に基づき落札候補者の評価値を算定した結果、当該落札候補者が最も評価値の高い者でなくなったときは、前号に規定するところにより確定した技術評価点に基づき算定した評価値が最も高い者を新たな落札候補者として選定し、第4号の規定の例により当該新たな落札候補者の技術評価点を確定するものとし、落札候補者が最も評価値が高い者と決定するまで、同様にこれを繰り返すものとする。

(失格)

第20条 入札をした者のうち次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者。
- (2) 技術資料および総合評価確認資料を提出しない者
- (3) 自己評価書の技術評価点（合計）の欄に、数値の記載をしなかった者または評価点数の満点を超える数値を記載した者。

(確認申請書等の提出等)

第21条 理事長は、落札候補者に対し入札参加資格確認申請書（様式第1号）および入札参加資格確認資料（様式第2号～3号の3）（以下これらを「確認申請書等」という。）の提出を求める旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による確認申請書等の提出を求める旨の通知を受けた落札候補者は、理事長が指定する提出期限までに確認申請書等を提出するものとする。
- 3 落札候補者が前項に規定する期限内に確認申請書等を提出しなかったとき、または入札参加資格を確認するために理事長が行った指示に従わなかったときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格がない者が行った入札とみなす。
- 4 確認申請書等の提出後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。

(入札参加資格の有無の確認等)

第22条 理事長は、落札候補者から確認申請書等の提出があったときは、入札書および当該確認申請書等により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による確認を行うに当たって、入札参加資格の有無に疑義が生じたときは、入札参加資格委員会に諮るものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定による確認をした場合において、落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、落札候補者の次に評価値の高い者(次に評価値の高い者が複数ある場合は、その全ての者。以下「次順位の落札候補者」という。)を宣言するものとする。
- 4 前条および前3項の規定は、次順位の落札候補者を宣言した場合について準用する。
- 5 理事長は、入札参加資格があると認める者が確認できるまで前各項の規定の例により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。
- 6 理事長は、前各項の規定により入札参加資格があると認める者が確認できたときは、確認を行った全ての者について、入札参加資格確認調書により、契約担当者に報告するものとする。
- 7 前項に規定する報告を受けた契約担当者は、入札参加資格委員会の議を経て、入札参加資格の有無を決定するものとする。

(落札者の決定)

第23条 落札者の決定は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札参加資格があると決定された者かつ第19条第3項各号に規定するところにより確定した評価値が最も高い者を落札候補者として決定するものとする。ただし、最も評価値の高い者が複数であるときは、くじ引きにより、落札候補者を決定するものとする。
 - (2) (1)の規定により決定した落札候補者について、審査会(第26条第1項に規定する審査会をいう。)の審査を行った後、落札保留の日から原則として7日以内(休日を除く。)に、当該落札候補者を落札者として決定する。
- 2 落札決定は、前項の規定による通知が当該落札者へ発出された時に、その効力を生ずるもの

とする。

(入札結果等の公表)

第24条 理事長は、落札者を決定したときは速やかに、入札結果を、ホームページを利用して一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定により閲覧に供する入札結果には、落札者および落札決定の日ならびに入札参加者の評価点（評価対象者のみ）および評価値（評価対象者のみ）を表示するものとする。

3 前項に規定するもののほか、入札を無効または失格とされた者がいるときは、入札を無効または失格としたことおよびその理由を表示するものとする。

(入札参加資格委員会)

第25条 次に掲げる事項を審議するため、入札参加資格委員会を設置するものとする。

(1) 入札参加資格の要件に関する事項

(2) 入札参加資格の確認に関する事項

(3) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の開示および不服申立ての審査に関する事項

(4) その他入札を適正に執行するために必要な事項

2 入札参加資格委員会に、委員長、副委員長および委員を置く。

3 委員長は、理事長をもって充てる。

4 副委員長および委員は、理事長が指名する者をもって充てる。

(総合評価審査会)

第26条 総合評価落札方式に係る事務を適正に執行するため、総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総合評価落札方式を行うことの適否

(2) 総合評価落札方式における落札者の決定基準

(3) 技術資料の審査および評価

(4) 総合評価落札方式の結果の審査および落札者の決定

2 審査会に、委員長、副委員長および委員を置く。

3 委員長は、理事長をもって充てる。

4 副委員長および委員は、理事長が指名する者をもって充てる。

(評価項目の履行の担保)

第27条 理事長は、加点評価を行った評価項目に係る内容については、次に掲げるところにより、その履行を担保しなければならない。

- (1) 加点評価を行った評価項目に係る内容については、契約書に記載し、その内容が工事施工にあたって履行されていない場合には履行するよう求めること。
- (2) 加点評価を行った評価項目に係る内容の履行を求めたにも関わらず、履行されていないことが確認された場合には、別記1の〔加点評価を行った評価項目の履行確保の方法〕により対応すること。
- (3) 技術資料に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な場合においては、公立大学法人福井県立大学の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく措置等が行われる場合があること。

(その他)

第28条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、理事長が定める。

(その他)

第29条 この要領に別段の定めのない事項については、福井県が定める制限付き一般競争入札実施要領または制限付き一般競争入札実施要領（事後審査型）および福井県建設工事総合評価落札方式実施要領の例による。

附 則

この要領は、令和8年3月19日から施行する。